

令和6年会津美里町議会定例会第2回3月会議

議事日程 第1号

令和6年3月29日（金）午前11時00分開議

諸般の報告

①説明員の報告（別紙のとおり）

第1 会議録署名議員の指名

第2 議案の上程及び提案理由の説明

第3 報告第4号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）

第4 議案第36号 会津美里町下水道条例の一部を改正する条例

第5 議案第37号 会津美里町水道事業給水条例の一部を改正する条例

第6 議案第38号 会津美里町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（１６名）

１番	櫻井幹夫君	９番	洪井清隆君
２番	小柴葉月君	１０番	堤信也君
３番	荒川佳一君	１１番	鈴木繁明君
４番	山内豪君	１２番	横山知世志君
５番	長嶺一也君	１３番	横山義博君
６番	村松尚君	１４番	根本剛君
７番	小島裕子君	１５番	根本謙一君
８番	星次君	１６番	大竹惣君

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者

町長	杉山純一君
副町長	佐々木吉一君
総務課長	金子弘君
政策財政課長	國分利則君
建設水道課長	加藤定行君
教育長	歌川哲由君
こども教育課長	渡部雄二君

○事務局職員出席者

事務局局長	児島隆昌君
事務局次長兼総務係長	歌川和仁君

開 議 (午前 11 時 00 分)

○開議の宣告

○議長（大竹 惣君） ただいまから令和 6 年会津美里町議会定例会第 2 回 3 月会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

○諸般の報告

○議長（大竹 惣君） 日程に入ります前に、諸般の報告を行います。
説明員の報告はお手元に配付したとおりであります。

○会議録署名議員の指名

○議長（大竹 惣君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、本町議会会議規則第 127 条の規定により、
9 番 洪 井 清 隆 君
10 番 堤 信 也 君
の両名を指名いたします。

○議案の上程及び提案理由の説明

○議長（大竹 惣君） 日程第 2、議案の上程及び提案理由の説明を行います。

本会議に送達されました事件は、会津美里町長より、報告第 4 号、議案第 36 号から議案第 38 号までの計 4 議案であります。

お諮りいたします。本日は、議案を別紙付議事件一覧表のとおり上程し、提案者からの説明を求めたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま宣告のとおり議事を進行いたします。

提案者からの提案理由の説明を求めます。

町長、杉山純一君。

〔町長（杉山純一君）登壇〕

○町長（杉山純一君） 本日、令和 6 年会津美里町議会定例会第 2 回 3 月会議の再開に当たり、議員各位におかれましてはご参集を賜り、ありがとうございます。本定例会にご提案申し上げます報告 1 件、議案 3 件の提案理由をご説明申し上げます。

初めに、報告第 4 号は、専決処分の報告についてであります。本件は、令和 6 年 2 月 6 日午前 6 時 30 分頃、町内旭三寄字箕作地内において、除雪作業中、排土板が鉄板に接触し、そのはずみで電柱を

破損させる対物事故が発生いたしました。事故後、相手方と交渉の結果、賠償金41万9,842円を町が支払うことで示談が成立したため、専決処分したものであります。

次の議案第36号は、会津美里町下水道条例の一部を改正する条例であります。本案は、下水道法施行令の一部改正に伴い、特定事業場からの下水の排除の制限に係る水質の基準等について所要の改正をするものであります。

次の議案第37号は、会津美里町水道事業給水条例の一部を改正する条例であります。本案は、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律により水道法の一部が改正され、令和6年4月1日から水道事業を所管する省庁が厚生労働省から国土交通省及び環境省へ事務移管するため、所要の改正をするものであります。

次の議案第38号は、会津美里町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例であります。本案は、令和6年4月からの組織体制の見直しに伴い、本条例に定める教育委員会所管の実施事務について町所管の実施事務に変更するため、所要の改正を行うものであります。

私からは以上であります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（大竹 惣君） これをもって提案理由の説明を終わります。

○報告第4号の議題、説明、質疑

○議長（大竹 惣君） 日程第3、報告第4号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）を議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

建設水道課長、加藤定行君。

〔建設水道課長（加藤定行君）登壇〕

○建設水道課長（加藤定行君） それでは、報告第4号 専決処分の報告についてご説明申し上げます。

議案書1ページ、2ページです。提出案件資料1ページ上段も併せて御覧ください。提出案件資料にてご説明させていただきます。本件、損害賠償の額を定めることにつきましては、令和6年2月6日午前6時30分頃、町内旭三寄字箕作地内において、除雪作業中、排土板が鉄板に接触し、そのはずみで民地に設置してある電柱を破損させる対物事故が発生いたしました。その後、令和6年3月21日、相手方、T株式会社と対物事故に係る損害賠償金について41万9,842円を支払うことで示談が成立し、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

説明は以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（大竹 惣君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 質疑なしと認めます。

これをもって報告第4号を終了いたします。

○議案第36号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（大竹 惣君） 日程第4、議案第36号 会津美里町下水道条例の一部を改正する条例を議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

建設水道課長、加藤定行君。

〔建設水道課長（加藤定行君）登壇〕

○建設水道課長（加藤定行君） それでは、議案第36号 会津美里町下水道条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案書3ページ、提出案件資料1ページ中段、参考資料1ページも併せて御覧ください。提出案件資料にてご説明いたします。本案は、下水道法施行令の一部改正に伴い、特定事業場からの下水の排除の制限に係る水質の基準等について所要の改正を行うものです。

改正内容につきましては、まず第1条の規定として、下水道法施行令第9条の4で定める特定事業場からの下水の排除の制限に係る水質基準のうち、本条例第11条第5号で規定する六価クロム化合物の基準が1リットルにつき0.5ミリグラム以下から0.2ミリグラム以下に基準が強化されたことによる改正と、本条例で定めない物質等の排出基準を第42号の次に第43号として追加するものであります。

次に、第2条の規定として、第1条の規定で新たに追加した第43号の条文中、「大腸菌群数」とある箇所を令和7年4月1日から「大腸菌数」と改めるものです。

施行期日につきましては、令和6年4月1日から施行し、第2条の規定は令和7年4月1日から施行するものです。

説明は以上であります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（大竹 惣君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

15番、根本謙一君。

○15番（根本謙一君） 1点聞かせてください。

確認的な質疑になるかと思いますが、参考資料で上段のほうでは改正後に第43号、大腸菌群数と載っておりまして、下段のほうの第2条の部分では第43号が大腸菌数に変わるという話なのですが、これはどのように理解すればよろしいのでしょうか。

○議長（大竹 惣君） 建設水道課長。

○建設水道課長（加藤定行君） それでは、お答えいたします。

第1条中の令和6年4月1日に改正の段階だと大腸菌数のままで、漠然とした大腸菌数ということで、令和7年4月1日から改正されるものにつきましては大腸菌群数を細分化したもので、大腸菌以外のものにつきましては全て数値化されたもので、「群」というものを取り払ったものでございます。

以上でございます。

○議長（大竹 惣君） 建設水道課長、ちょっと答弁の趣旨が伝わっていないようなので、もう一度お願いします。

建設水道課長。

○建設水道課長（加藤定行君） 簡便な大腸菌の培養技術の確立により、放流水に含まれる大腸菌群数に係る基準が大腸菌数に係る基準に改正されたことにより、「群」が外されたものでございます。外されたことにより、群数により細分された上で、群に当たるものにつきましては数値化された上で細分化されたということでご理解願います。

以上でございます。

○議長（大竹 惣君） 根本議員。

○15番（根本謙一君） つまりこの参考資料を見ますと、第1条、会津美里町下水道条例の一部改正の欄は第11条第43号が追加されたというふうに理解できますね。そこには大腸菌群数と載っています。その下段、第2条、会津美里町下水道条例の一部改正の欄には、改正前の第43号に「大腸菌群数を除く」というものが、改正後は「大腸菌数を除く」というふうに改正されますね。これは分かるのですが、この上段の欄にある大腸菌群数がここに載っているということはどういうことなのでしょうかということ。これはこれでこのまま。もう少し分かりやすく。

○議長（大竹 惣君） 建設水道課長。

○建設水道課長（加藤定行君） お答えいたします。

上段文に書かれているものにつきましては、第1条としまして令和6年4月1日に改正されるものでございます。下、下段の2条につきましては、令和7年4月1日から改正されるものでございます。

以上です。

○議長（大竹 惣君） 根本議員。

○15番（根本謙一君） では、再度確認になります。ということは、この上段の大腸菌群数が6年4月1日から改正されますけれども、令和7年4月1日改正においてはこの「大腸菌群数」から「群」が抜かれて「大腸菌数」になると、そういう理解でいいのですね。こういうふうに言ってもらえると分かりやすいかなと思いますけれども。

○議長（大竹 惣君） 建設水道課長。

○建設水道課長（加藤定行君） 議員おっしゃるとおりで、そのとおりでございます。

以上です。

○議長（大竹 惣君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第36号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（大竹 惣君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第37号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（大竹 惣君） 日程第5、議案第37号 会津美里町水道事業給水条例の一部を改正する条例を議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

建設水道課長、加藤定行君。

〔建設水道課長（加藤定行君）登壇〕

○建設水道課長（加藤定行君） それでは、議案第37号 会津美里町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案書4ページ、提出案件資料1ページ中段及び2ページ上段、参考資料2ページも併せて御覧ください。提出案件資料にてご説明いたします。本案は、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律により水道法の一部が改正され、水道事業を所管する国務大臣の移管に伴い、引用する条について所要の改正をするものです。

改正内容につきましては、水道事業を所管する省庁が令和6年4月1日に厚生労働省から国土交通

省及び環境省へ事務移管することとなります。そのため、本条例第9条第41条及び第44条の条文中、厚生労働省令を国土交通省令に改めるものでございます。

施行期日につきましては、令和6年4月1日から施行するものです。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（大竹 惣君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

9番、渋井清隆君。

○9番（渋井清隆君） 1点だけお聞かせ願います。確認の意味です。

第1回の3月会議の時点で国土交通省、環境省の関係、この関連する事案がありましたが、今回省令をこういうふうに直るとのことなのですが、その時点ではまだこのあれは分らなかったのですか。本来であれば一緒に出すべきものだと思うのですが、関連で。その関係ちょっと教えてください。

○議長（大竹 惣君） 建設水道課長。

○建設水道課長（加藤定行君） 前回、3月の議会ではご提案申し上げましたが、それとは別に来たもので、今提案したものでございます。

以上です。

○議長（大竹 惣君） 渋井議員。

○9番（渋井清隆君） そうすると、この時点ではこのあれはまだ通達は来なかったということね。確認して、その後で来たから、今回提案したということ。本来なら。そうすると、省庁のほうが遅いのだな、これ。ちょっとそこら辺。それで、施行日が4月1日だから、本来ならば一緒になってくるのだよな、これ。ぶら下がりだから。省令だから。その確認を今したのだけれども、間違いです、そうすると。

○議長（大竹 惣君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第37号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してく

ださい。

〔各議員投票〕

○議長（大竹 惣君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第38号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（大竹 惣君） 日程第6、議案第38号 会津美里町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

こども教育課長、渡部雄二君。

〔こども教育課長（渡部雄二君）登壇〕

○こども教育課長（渡部雄二君） 議案第38号 会津美里町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案書5ページ、提出案件資料2ページ上段、提出案件参考資料3ページを御覧ください。この案件は、令和6年4月からの組織体制の見直しにより、新たに健康ふくし課内に児童福祉と母子保健に関する業務を集約したこども家庭支援室が設置されることに伴い、関係条例の所要の改正をするものであります。

改正の内容といたしましては、放課後児童健全育成事業、いわゆる放課後児童クラブに関する事務を健康ふくし課が所管することとなるため、「教育委員会」の表記を「町長」に改正するものであります。

施行期日は、令和6年4月1日から施行することといたしました。

説明は以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（大竹 惣君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第38号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（大竹 惣君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○散会の宣告

○議長（大竹 惣君） 以上をもちまして本会議に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

これで令和6年会津美里町議会定例会第2回3月会議を散会いたします。

散 会 （午前11時24分）

上記会議のてんまつを記録し、相違ないことを証するため署名する。

令和6年 月 日

議 長 大 竹 惣

議 員 洪 井 清 隆

議 員 堤 信 也